

医療法人柏友会
訪問看護ステーション

重要事項説明書
(医療保険)

重要事項説明書 (医療保険用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 柏友会
代表者氏名	理事長 切東 美子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府門真市北岸和田1丁目2番23号 医療法人柏友会 電話:072-883-2141 ファックス:072-883-2144
法人設立年月日	昭和50年1月17日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人柏友会訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2762690341
事業所所在地	大阪府門真市北岸和田1丁目2番23号
連絡先 相談担当者名	電話:072-800-6697 ファックス番号072-800-6698 安原 こすえ
事業所の通常の 事業の実施地域	(運営規程記載の市町村名を記載) 門真市、寝屋川市、四條畷市、守口市、大東市、大阪市鶴見区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険制度の基本理念に基き、要介護者及び要支援者であるご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日までとする
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

4 サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日までとする
サービス提供時間	午前0時00分から午後11時59分

(4) 事業所の職員体制

管理者	(管理者) 氏名 安原 こすえ
-----	-----------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 2名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常勤 1名 非常勤 1名

理学療法士	1 当事業所のリハビリテーションは、看護業務の一環として理学療法士等が訪問してのリハビリテーションを行います。	1名以上
事務職員	1 介護給付費用の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、保険証の負担割合や自己負担限度等により、利用者負担が異なります。

□ 基本料金（医療保険） □

分類	項目	基本点数	料金
訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日までの利用 (1回につき30分から90分程度)	555点	5,550円/日
	週4日以降 厚生労働大臣が定める疾病 主治医が必要と認め、特別指示書が発行	655点	6,550円/日

*身体障害者や特定疾患の医療受給者など、公費対象の方は、利用料金が免除もしくは減額されます。

*准看護師による訪問については、1回につき9割の料金になります。

各種加算について

□ 主な加算の種類 □

加算項目	概要
夜間・早朝加算/回	午前6時～午前8時、午後6時～午後10時の時間帯で訪問看護を行った場合
深夜加算/回	午後10時～午前6時の時間帯で訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算/週 30分未満 複数名訪問看護加算/週 30分以上	厚生労働大臣が定める基準を満たす場合 1人の看護師による訪問看護が困難な場合 同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算/日	計画に位置付けられていない緊急の訪問看護を行った場合
長時間訪問加算/週	1時間30分以上の訪問看護を行った場合
特別管理加算(Ⅰ)/月	厚生労働大臣が定める状態で 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは気管切開管理、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用
特別管理加算(Ⅱ)/月	厚生労働大臣が定める状態で 在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、経管栄養法、人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上など
初回加算/月	新規に訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護開始月に算定
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合、死亡付月に加算
退院時共同指導加算/月	病院・老健に入院・入所中の方が、退院・退所の際に訪問看護ステーションの看護師等が、退院時に共同指導を行った場合、初回の訪問看護実施時に算定
24時間対応体制加算/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制
看護・介護職員 連携強化加算/月	喀痰吸引特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合
在宅患者緊急時 カンファレンス加算/回	状態の急変や診療方針の変更に伴う医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合
在宅患者訪問点滴注射 管理指導料/週	週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて算定

*金額については別紙料金表を参照

(4) その他の費用について

□ 訪問看護情報提供療養費 □

1,500 円/月

・市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報を提供した場合

・保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供をした場合

□ 訪問看護ターミナルケア療養費 □

25,000 円

・在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日および死亡前 14 日以内 (15 日間) に 2 回以上のターミナルケアを行った場合

① 交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 事業所から片道おおむね 3 km 未満</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 事業所から片道おおむね 3 km 未満 6 km 未満</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 事業所から片道おおむね 6 km 未満 10 km 未満</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 事業所から片道おおむね 10 km 未満 15 km 未満</td> <td style="text-align: right;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) 事業所から片道おおむね 15 km 未満 20 km 未満</td> <td style="text-align: right;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(6) 事業所から片道おおむね 20 km 以上・有料道路料金 + 2,500 円</td> <td style="text-align: right;">により請求いたします。</td> </tr> </table>	(1) 事業所から片道おおむね 3 km 未満	0 円	(2) 事業所から片道おおむね 3 km 未満 6 km 未満	0 円	(3) 事業所から片道おおむね 6 km 未満 10 km 未満	0 円	(4) 事業所から片道おおむね 10 km 未満 15 km 未満	1,000 円	(5) 事業所から片道おおむね 15 km 未満 20 km 未満	2,000 円	(6) 事業所から片道おおむね 20 km 以上・有料道路料金 + 2,500 円	により請求いたします。
(1) 事業所から片道おおむね 3 km 未満	0 円												
(2) 事業所から片道おおむね 3 km 未満 6 km 未満	0 円												
(3) 事業所から片道おおむね 6 km 未満 10 km 未満	0 円												
(4) 事業所から片道おおむね 10 km 未満 15 km 未満	1,000 円												
(5) 事業所から片道おおむね 15 km 未満 20 km 未満	2,000 円												
(6) 事業所から片道おおむね 20 km 以上・有料道路料金 + 2,500 円	により請求いたします。												

5 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額 (医療保険を適用する場合) 及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け (郵送) します。</p>
② 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合) 及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 (氏名) 安原 こずえ イ 連絡先電話番号 電話：072-800-6697 同FAX番号 FAX番号：072-800-6698 ウ 受付日及び受付時間 営業曜日に準ず
---	--

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 安原 こずえ
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者的主治医	
所属医療機関名称	
所在地、電話番号	＜電話＞
緊急連絡先、家族等	
電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

府の窓口 受付時間 9：00～17：00	大阪府健康福祉部 高齢介護室 TEL 06-6949-0351 FAX 06-6910-7090 〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目
公的団体の窓口 受付時間 9：00～17：00	国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 〒540-0028 大阪市中央区常磐町 1-3-8

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	施設賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 安原 こずえ (連絡先：072-800-6697)

- (2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

- (3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
----------	---------------------

- (4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口	電話： 072-800-6697	FAX： 072-800-6698
担当者	管理者 安原 こそえ	

・重要事項説明書に下記内容を掲載するなどしてあらかじめ周知する。また、その内容について事業所の見やすい場所へ掲示する。

・「苦情・相談対応記録」を作成し、例えば苦情とまでは言えない軽微な事案(相談・ご意見)であっても、サービスの質の向上のため拾い上げ、記録する。

・また担当者不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。

・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

(2) 苦情申立の窓口

【医療法人柏友会訪問看護ステーション】	所在地 大阪府門真市北岸和田 1 丁目 2 番 23 号 電話番号 072-800-6697 ファックス番号 072-800-6698 受付時間平日 8:30~17:30
【門真市高齢福祉課】	所在地 大阪府門真市中町 1-1 電話番号 06-6902-6176 ファックス番号 06-6780-5201 受付時間平日 9:00~17:30 (年末年始除く)
寝屋川市役所 保険福祉部 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号 市立池の里市民交流センター内 電話番号 072-824-1181 (代) 受付時間 9:00~17:00
四條畷市役所 高齢福祉課	所在地 四條畷市中野本町 1 番 1 号 電話番号 072-877-2121 (代) 受付時間 9:00~17:00

守口市役所 健康福祉部 高齢介護	所在地 守口市京阪本通2丁目5番5号 電話番号 06-6992-1221 (代) 受付時間 9:00~17:30
大東市市役所 高齢介護室 介護保険グループ	所在地 大東市谷川1-1-1 電話番号 072-870-0475 受付時間 9:00~17:30
大阪市鶴見区 保健福祉課 高齢支援グループ	所在地 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 (鶴見区役所1階) 電話番号 06-6915-9859 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中 央大通FNビル内 5階 電話番号 06-6949-5418 受付時間平日9時~17時(年末年始除く)

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府門真市北岸和田1丁目2番23号
	法人名	医療法人 柏友会
	代表者名	理事長 切東 美子 印
	事業所名	医療法人柏友会訪問看護ステーション
	説明者氏名	安原 こずえ 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

利用者	住 所	
	氏 名	

上記署名は、が代行しました。

附 則

令和6年6月1日 制定

●医療保険 訪問看護療養費(精神科以外)

1 訪問看護基本療養費(I)	
イ 保健師,助産師,看護師(ハを除く)	
(1)週3日目まで	5,550 円
(2)週4日目以降	6,550 円
□ 准看護師	
(1)週3日目まで	5,050 円
(2)週4日目以降	6,050 円
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850 円
二 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士	
(1)週3日目まで	5,550 円
(2)週4日目以降	5,550 円
2 訪問看護基本療養費(II) 同一建物居住者で同一日複数者	
イ 保健師,助産師,看護師(ハを除く)	
2 人 週3日目まで	5,550 円
週4日目以降	6,550 円
3 人 週3日目まで	2,780 円
週4日目以降	3,280 円
□ 准看護師	
2 人 週3日目まで	5,050 円
週4日目以降	6,050 円
3 人 週3日目まで	2,530 円
週4日目以降	3,030 円
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850 円
二 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士	
(1)同一日に2人	5,550 円
(2)同一日に3人以上	2,780 円
3 訪問看護基本療養費(III) 外泊中の訪問看護(管理療養費なし)	8,500 円
○特別地域訪問看護加算 基本療養費の50/100	
○緊急訪問看護加算(診療所、在宅療養支援病院の指示)	2,650 円
○難病等複数回訪問加算	
イ1日に2回の場合	
(1)同一建物内1人	4,500 円
(2)同一建物内2人	4,500 円
(3)同一建物内3人以上	4,000 円
□1日に3回以上の場合	
(1)同一建物内1人	8,000 円
(2)同一建物内2人	8,000 円
(3)同一建物内3人以上	7,200 円
○長時間訪問看護加算(90分を超える訪問看護週1日、別に厚生労働大臣が定める場合:週3回)	5,200 円
○乳幼児加算(6歳未満)	1,300 円

●医療保険 精神科訪問看護療養費

1 精神科訪問看護基本療養費(I)	
イ 保健師,看護師又は作業療法士	
(1)週3日目まで30分以上	5,550 円
(2)週3日目まで30分未満	4,250 円
(3)週4日目以降30分以上	6,550 円
(4)週4日目以降30分未満	5,100 円
□ 准看護師	
(1)週3日目まで30分以上	5,050 円
(2)週3日目まで30分未満	3,870 円
(3)週4日目以降30分以上	6,050 円
(4)週4日目以降30分未満	4,720 円
2 削除	
3 精神科訪問看護基本療養費(III)	
イ 保健師,看護師又は作業療法士	
(1)同一日に2人	
①週3日目まで30分以上	5,550 円
②週3日目まで30分未満	4,250 円
③週4日目以降30分以上	6,550 円
④週4日目以降30分未満	5,100 円
(2)同一日に3人以上	
①週3日目まで30分以上	2,780 円
②週3日目まで30分未満	2,130 円
③週4日目以降30分以上	3,280 円
④週4日目以降30分未満	2,550 円
□ 准看護師	
(1)同一日に2人	
①週3日目まで30分以上	5,050 円
②週3日目まで30分未満	3,870 円
③週4日目以降30分以上	6,050 円
④週4日目以降30分未満	4,720 円
(2)同一日に3人以上	
①週3日目まで30分以上	2,530 円
②週3日目まで30分未満	1,940 円
③週4日目以降30分以上	3,030 円
④週4日目以降30分未満	2,360 円
4 精神科訪問看護基本療養費(IV) 8,500 円	
外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)	
○特別地域訪問看護加算 基本療養費の50/100	
○精神科緊急訪問加算(診療所、在宅療養支援病院の指示)	2,650 円
○精神科複数回訪問加算	
イ1日に2回の場合	
(1)同一建物内1人	4,500 円
(2)同一建物内2人	4,500 円
(3)同一建物内3人以上	4,000 円
□1日に3回以上の場合	
(1)同一建物内1人	8,000 円
(2)同一建物内2人	8,000 円
(3)同一建物内3人以上	7,200 円
○長時間精神科訪問看護加算(90分を超える看護週1日、別に厚生労働大臣が定める場合:週3回)	5,200 円

○複数名訪問看護加算（1人以上の看護職員との同行）

- イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施
 - (1)同一建物内1人 ……………4,500 円
 - (2)同一建物内2人 ……………4,500 円
 - (3)同一建物内3人以上 ……………4,000 円
- ロ 他の准看護師と同時に実施
 - (1)同一建物内1人 ……………3,800 円
 - (2)同一建物内2人 ……………3,800 円
 - (3)同一建物内3人以上 ……………3,400 円
- ハ 他の看護補助者と同時に実施
(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)
 - (1)同一建物内1人 ……………3,000 円
 - (2)同一建物内2人 ……………3,000 円
 - (3)同一建物内3人以上 ……………2,700 円
- ニ 他の看護補助者と同時に実施
(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)
 - (1)1日に1回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………3,000 円
 - ②同一建物内2人 ……………3,000 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………2,700 円
 - (2)1日に2回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………6,000 円
 - ②同一建物内2人 ……………6,000 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………5,400 円
 - (3)1日に3回以上の場合
 - ①同一建物内1人 ……………10,000 円
 - ②同一建物内2人 ……………10,000 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………9,000 円

- 夜間・早朝訪問看護加算 ……………2,100 円
- 深夜訪問看護加算 ……………4,200 円

○複数名精神科訪問看護加算（30分未満を除く）

- イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施
 - (1)1日に1回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………4,500 円
 - ②同一建物内2人 ……………4,500 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………4,000 円
 - (2)1日に2回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………9,000 円
 - ②同一建物内2人 ……………9,000 円
 - ③1日に3回以上の場合
 - ①同一建物内1人 ……………14,500 円
 - ②同一建物内2人 ……………14,500 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………13,000 円
- ロ 他の准看護師と同時に実施
 - (1)1日に1回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………3,800 円
 - ②同一建物内2人 ……………3,800 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………3,400 円
 - (2)1日に2回の場合
 - ①同一建物内1人 ……………7,600 円
 - ②同一建物内2人 ……………7,600 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………6,800 円
 - (3)1日に3回以上の場合
 - ①同一建物内1人 ……………12,400 円
 - ②同一建物内2人 ……………12,400 円
 - ③同一建物内3人以上 ……………11,200 円
- ハ 他の看護補助者又は精神保健福祉士と同時に実施
 - (1)同一建物内1人 ……………3,000 円
 - (2)同一建物内2人 ……………3,000 円
 - (3)同一建物内3人以上 ……………2,700 円

- 夜間・早朝訪問看護加算 ……………2,100 円
- 深夜訪問看護加算 4,200 円

+

訪問看護管理療養費

- 1 月の初日の訪問の場合
 - イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 12,530 円
 - ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 9,500 円
 - ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,470 円
 - ニ イからハまで以外の場合 7,670 円
- 2 2日目を降…………… 2,500 円
- 24 時間対応体制加算 (1月につき) …… 6,800円
- 退院時共同指導加算 ……………8,000 円
- 特別管理指導加算 ……………2,000 円
- 退院支援指導加算 (退院日) …………… 6,000 円
- 在宅患者連携指導加算 (月に1 回) …… 3,000 円
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000 円
- 特別管理加算(1 月につき)
 - ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
 - ・在宅気管切開患者指導管理
 - ・気管カニューレを使用している状態
 - ・留置カテーテルを使用している状態等
 - ・その他 …………… 2,500 円
- 看護・介護職員連携強化加算 ……………2,500 円

+

訪問看護管理療養費

- 1 月の初日の訪問の場合
 - イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 12,530 円
 - ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 9,500 円
 - ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,470 円
 - ニ イからハまで以外の場合 7,670 円
- 2 2日目を降 2,500 円
- 24 時間対応体制加算 (1月につき) 6,800 円
- 退院時共同指導加算 8,000 円
- 特別管理指導加算 2,000 円
- 退院支援指導加算 (退院日) 6,000 円
- 在宅患者連携指導加算 (月に1 回) 3,000 円
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)2,000 円
- 特別管理加算(1 月につき)
 - ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 5,000 円
 - ・在宅気管切開患者指導管理
 - ・気管カニューレを使用している状態
 - ・留置カテーテルを使用している状態 等
 - ・その他 2,500 円
- 精神科重症患者支援管理連携加算
 - イ 精神科在宅患者支援管理料2 のI 8,400 円
 - ロ 精神科在宅患者支援管理料2 のII 5,800 円
- 看護・介護職員連携強化加算 2,500 円

+

○訪問看護情報提供療養費(1 月につき)

- 1 訪問看護情報提供療養費1 (市区町村等) 1,500 円
- 2 訪問看護情報提供療養費2 (学校等) 1,500 円
- 3 訪問看護情報提供療養費3 (保険医療機関等) 1,500 円

+

○訪問看護情報提供療養費(1 月につき)

- 1 訪問看護情報提供療養費1 (市区町村等) 1,500 円
- 2 訪問看護情報提供療養費2 (学校等) 1,500 円
- 3 訪問看護情報提供療養費3 (保険医療機関等) 1,500 円

+

○訪問看護ターミナルケア療養費

- 1 訪問看護ターミナルケア療養1 ……………25,000 円
- 2 訪問看護ターミナルケア療養2 ……………10,000 円
- 他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可

+

○訪問看護ターミナルケア療養費

- 1 訪問看護ターミナルケア療養1 ……………25,000 円
- 2 訪問看護ターミナルケア療養2 ……………10,000 円
- 他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可

